

役員選挙細則

(制 定 平成30年10月4日)

最終変更 2021年9月9日

(総則)

第1条 この細則は、役員選挙規程（以下「規程」という。）第29条第5項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(選挙運動の文書等)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、意見（規程第29条第1項第1号に定める意見をいう。以下同じ。）及び電子データ（同項第2号に定める電子データをいう。以下同じ。）に係る電磁的記録媒体等が提出されたときは、内容及び規格を確認し受け付ける。

2 委員会は、前項の意見及び電子データの内容及び規格が規程及び委員会が別に定める事項に適合しないと認めるときは、当該適合しない部分について切削等を行う。

3 同姓同名の選挙人のある者が候補者になったときは、意見及び電子データに最小行政区分等、候補者が特定できるよう表示しなければならない。

4 提出された意見及び電子データに係る電磁的記録媒体等は返却しない。

(規程第29条第1項の意見及び電子データ)

第3条 委員会は、規程第29条第1項各号の方法により文書による選挙運動を行うために提出された意見及び電子データに受付番号を付与するとともに、受付簿に受付番号を記載する。

(届出等の方法)

第4条 第2条の意見及び電子データに係る電磁的記録媒体は、持参（代理人の場合を含む。）又は郵送のいずれの場合も受け付けるものとする。ただし、委員会が、意見及び電子データについて異なる提出方法を定めた場合、当該方法により提出されたものも受け付けるものとする。

(その他)

第5条 本細則に定めのない事項については、委員会において決定する。

附 則

1 この細則は、平成30年10月5日から施行する。

2 この細則は、当地域会第53回定期総会終了の時以後に任期が始まる役員の選出について適用する。

附 則（2021年9月9日改正）

この改正規定は、2021年9月10日から施行する。